

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から50年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月ころに、父親が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。

私が昭和47年1月に結婚するまでは、父親が国民年金保険料を納付してくれ、結婚後は自分で保険料を納付していた。

また、夫と死別し、昭和53年1月に再婚してからは、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録から、申立人の元夫の当該期間は納付済みとなっていることが確認できる上、申立人と元夫が婚姻していた期間（昭和53年1月から平成7年11月まで）の保険料は、当該期間を除き、納付済みとなっていることから、申立人が当該期間の申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①は、申立人は、申立人が20歳になった昭和45年*月ころに、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、50年7月1日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が婚姻するまで申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、父親及び申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親及び申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年3月まで

私は、昭和46年3月に、A島の実家に戻り、家業の理容院を手伝っていたが、父親の勧めもあって、同年4月ころに国民年金の加入手続を行った。

その際に、父親が用意してくれたお金で、20歳までの分までさかのぼって国民年金保険料を一括納付したのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和46年4月ころに国民年金の加入手続を行い、20歳までの分までさかのぼって国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の国民年金被保険者資格の取得年月日から、46年9月ころと推認でき、その時点で申立期間は過年度納付が可能な期間である上、オンライン記録から、申立期間直後の昭和45年度の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人が、申立期間の保険料のみを未納のままにするとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで
義父の勧めにより、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。
国民年金に加入してからは、国民年金保険料が未納とならないように納付してきたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人には、申立期間以後、国民年金の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫及び申立人の義弟は、当該期間も含めて国民年金保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前の20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得年月日から昭和40年7月ころと推認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日として39年4月1日と記載されている。一方、申立人は、37年10月に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、その後に婚姻した申立人の夫は国民年金被保険者であり、申立人は他の公的年金に加入していないことから、申立人は37年10月から国民年金の強制加入被保険者となる。

このため、申立人は、自分の意思で、国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和39年4月1日としたものと推認されるとともに、その時点で、申立期間は過年度納付が可能な期間であることを踏まえ、申立人が、あえて国民年金手帳記号番号の払い出された前年度から国民年金に加入しながら、申立期間について未納のままとしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月24日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年9月まで

A社には、同社の常務の面接を受けて正社員として採用になり、集金人及び販売員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社及び退職の経緯について、「前の会社に勤めているときに、有給休暇を取りA社の採用試験を受け、退職後すぐに同社に勤務した。」「B事業所に勤務する直前までA社に勤務していた。」と述べているところ、C共済組合が保管する組合員資格喪失原票によれば、申立人がA社の前に勤務した事業所における資格喪失日は昭和39年5月1日となっており、また、申立期間の後に勤務した事業所（B事業所）における資格取得日は同年9月24日となっていること、及びA社における当時の所長は、「申立人は、当社設立（昭和38年11月21日）後の最初の新入社員だった。採用後すぐ（数か月後）にB事業所の採用試験に合格したので辞めたいと言われ了承した。当時は、毎月の売り上げを20日までに本社に報告することになっていたもので、それを済ませてから退職したと記憶している。」と証言しており、申立人提出のB事業所の人事記録カードによれば、申立人の試験の合格日は39年9月5日、勤務開始日は同年9月24日となっていることから、申立人の主張には信憑性^{しんびょうせい}がある

ものと認められ、申立人は、同年5月1日から同年9月23日までA社に勤務していたものと推認できる。

さらに、元従業員等の証言から、申立期間当時のA社の従業員数は20人程度であったものと考えられるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者は19人となっている上、連絡の取れた元従業員は、入社時期と厚生年金保険の加入時期は一致している旨回答しており、当時、同社では、すべての従業員について、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年代の元従業員の申立期間における社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和56年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の居所も不明のため確認できないが、社会保険事務所の申立期間における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る39年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に専門学校を卒業し、A 町で就職したが、当時、同町で、国民年金に強制的に加入させられ、自動的に国民年金保険料の納付書が送られてきたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、A 町では、納付書により同町役場で、昭和 61 年 5 月に B 市に転居してからは、納付書により B 市 C 支所で納めていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月ころに、A 町で国民年金に強制的に加入させられ、自動的に納付書が送られてきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第 3 号被保険者資格の事務処理年月日から、平成 3 年 10 月ころと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、A 町から転居した B 市でも、国民年金保険料を B 市 C 支所で納付書により納付していたと述べているが、申立人は、転居したおり、年金について、住所変更の手続を行った記憶は定かでないとしている。

さらに、申立期間当時、A 町で申立人と同居していた申立人の母親は既に死亡しており、申立人の父親の記憶も曖昧であるため、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
A社B支店に昭和30年7月から33年5月1日まで臨時社員として働いており、健康保険組合の保険証を交付された記憶がある。
給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和30年6月3日取得から平成8年2月29日離職まで)、及びA社C支店提出の申立人に係る「社員名簿」から、申立人が、昭和30年6月3日付けでA社B支店に、臨時社員(臨時運転手)として雇用され、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、勤務開始時期に係る情報を得ることができた元従業員13人については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、勤務開始時期から相当期間(平均で約2年、最長で約5年)経過した後に厚生年金保険に加入した記録となっており、連絡の取れた元従業員は、「(正社員として入社するまでの)臨時社員の時は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることを踏まえれば、当時、A社B支店では、従業員について、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと推認できる。

さらに、連絡の取れた元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言も得られておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 43 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B工場で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。
A社B工場では季節雇用者として勤務しており、C県から同工場と一緒に働きに行った同僚については、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が申立期間当時においてA社B工場に季節雇用者として勤務していたことはうかがえるものの、実際の勤務期間を特定できる証言及び人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人がC県からA社B工場と一緒に働きに行った同僚として名前を挙げた11人(季節雇用者)のうち10人については、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が存在しない。

さらに、申立人がC県から一緒に働きに行ったとして名前を挙げた同僚の1人は、「C県内から50人ぐらいはA社B工場に仕事に行った。九州などからもたくさん働きに来ていた。」と述べているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和42年度の冬期(昭和42年11月から43年2月まで)の厚生年金保険被保険者資格の取得者数は19人のみとなっていることを踏まえると、申立期間当時、A社B工場ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと推認される。

なお、この19人のうち未統合記録等を除く15人(申立人が一緒に働きに行ったとして名前を挙げた同僚1人を含む。)については、A社B工場より前の期間において厚生年金保険の加入記録が存在しているが、申立人と一緒に働き

に行ったとして名前を挙げた者のうち申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い10人については、7人には年金記録は見当たらず、また、3人には、申立人と同様に、申立期間より前の期間において厚生年金保険の加入記録が存在していない。

加えて、A社B工場は、「申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかについては不明であり、資料等も残っていない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から19年3月まで

申立期間にA社で勤務していたが、ねんきん定期便に記載された申立期間の標準報酬月額が、私が持っている申立期間の給与明細書の金額より低いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の給与明細書によれば、申立期間の標準報酬月額の算定の基礎となる平成18年4月、同年5月及び同年6月の給与支払額の平均は22万円の標準報酬月額に相当する金額である。

しかしながら、A社が加入していたB健康保険組合提出の申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によれば、平成18年4月の給与支払額は13万520円と記載されており、当該届に記載されている同年4月、同年5月及び同年6月の給与支払額の平均は、オンライン記録における標準報酬月額（19万円）に相当する額であることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を19万円として届け出たものと考えられ、申立人の給与明細書から、申立期間に給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報

酬月額（19万円）と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。